

# 片柳土地区画整理だより

令和6年8月 第33号



## ■ご挨拶

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から、片柳土地区画整理事業にご理解・ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

地権者の方々のご協力をいただき、建物移転や街路築造工事等を実施しているところでありますが、今後も関係機関と協議調整を図りながら、事業の推進に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## ■事業の進捗状況

令和5年度の主な事業として、街路築造工事が280.0m、下水道築造工事が504.7m、建物移転を6棟実施しました。

### 【令和5年度末の進捗状況】

項目	実施済累計	進捗率 (%)
仮換地指定	23.0ha	46.1
街路築造工事	8180.8m	42.7
建物移転	187棟	40.3
保留地処分	4,170㎡	13.5

## ■問合せ

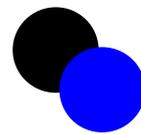
坂戸市都市整備部区画整理課

〒350-0292 坂戸市千代田1-1-1 電話 049-283-1331 FAX 049-283-1685



# 片柳土地区画整理事業

## 令和6年度事業予定



### ■令和6年度予算・事業予定

令和6年度片柳土地区画整理事業特別会計の予算総額は、7億6,676万6千円(昨年度当初予算総額9億8,821万7千円)です。

#### ■令和6年度の主な工事等予定

◎街路及び下水道築造工事箇所(4頁参照)

- ・街路築造工事 約244m
- ・下水道築造工事 約670m
- ・建物移転 11棟

#### ■区画整理課での手続き

下記の場合は、区画整理課にて、手続きをお願いいたします。

- ・区画整理地内での土地の分筆
- ・区画整理地内での建物の建築
- ・区画整理地内での境界ブロック等の設置
- ・区画整理地内での土地や建物の売買
- ・区画整理地内での相続等による名義変更

※所有する土地、建物につきましては、適正な管理をお願いいたします。

### ■建物の改修等

仮換地指定までに相当の期間を要し、仮換地先の使用が見込めない場合は、従前地での建築行為を一定の条件のもと、認めています。建築行為をご予定の際は、区画整理課にご相談ください。

### ■保留地について

保留地の購入申し込みを随時受け付けています。申し込み資格に合えば、どなたでも購入できます。販売している保留地は3頁及びホームページをご確認ください。

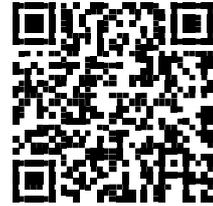
国、県及び市の財政状況は依然厳しい状況にありますが、効率的な事業推進を図り、「区画街路の整備」・「公共下水道使用可能区域の拡大」等を積極的に進めます。



# 宅地（保留地）好評分譲中

坂戸市 保留地

検索



## ■片柳土地区画整理事業 97-1街区6画地

面積：166平方メートル（約50.3坪）

価格：10,790,000円

用途地域：第一種低層住居専用地域

その他：上下水道利用可能



## ■片柳土地区画整理事業 116街区5画地

面積：426平方メートル（約129.0坪）

価格：29,394,000円

用途地域：第一種低層住居専用地域

その他：ガス・上下水道利用可能

※詳細は市ホームページをご覧ください。

なお、価格は見直しを行う場合があります。

## 清算金について



### ○清算金とは？

従前の土地と換地の間に生じる評価上の不均衡を是正するために徴収（清算金を支払う）、交付（清算金を受け取る）される金銭のことです。換地の状況により一概には言えませんが、減歩が多いと交付となり、減歩が少ないと徴収になります。

### ○いつ支払うの？（受け取れるの？）

片柳土地区画整理事業すべての工事が完了し、換地処分の公告により換地の権利、清算金の額が確定し、清算金の徴収、交付を開始します。現在の事業計画ですと、令和21年頃を予定しております。

### ○金額はどのくらい？

従前地と換地の評価の差を指数により算出します。これに指数1個当たりの単価を定めて金額に換算しますが、単価を決定するのは事業地内すべての工事終了時点となります。（換地処分の1年程度前）

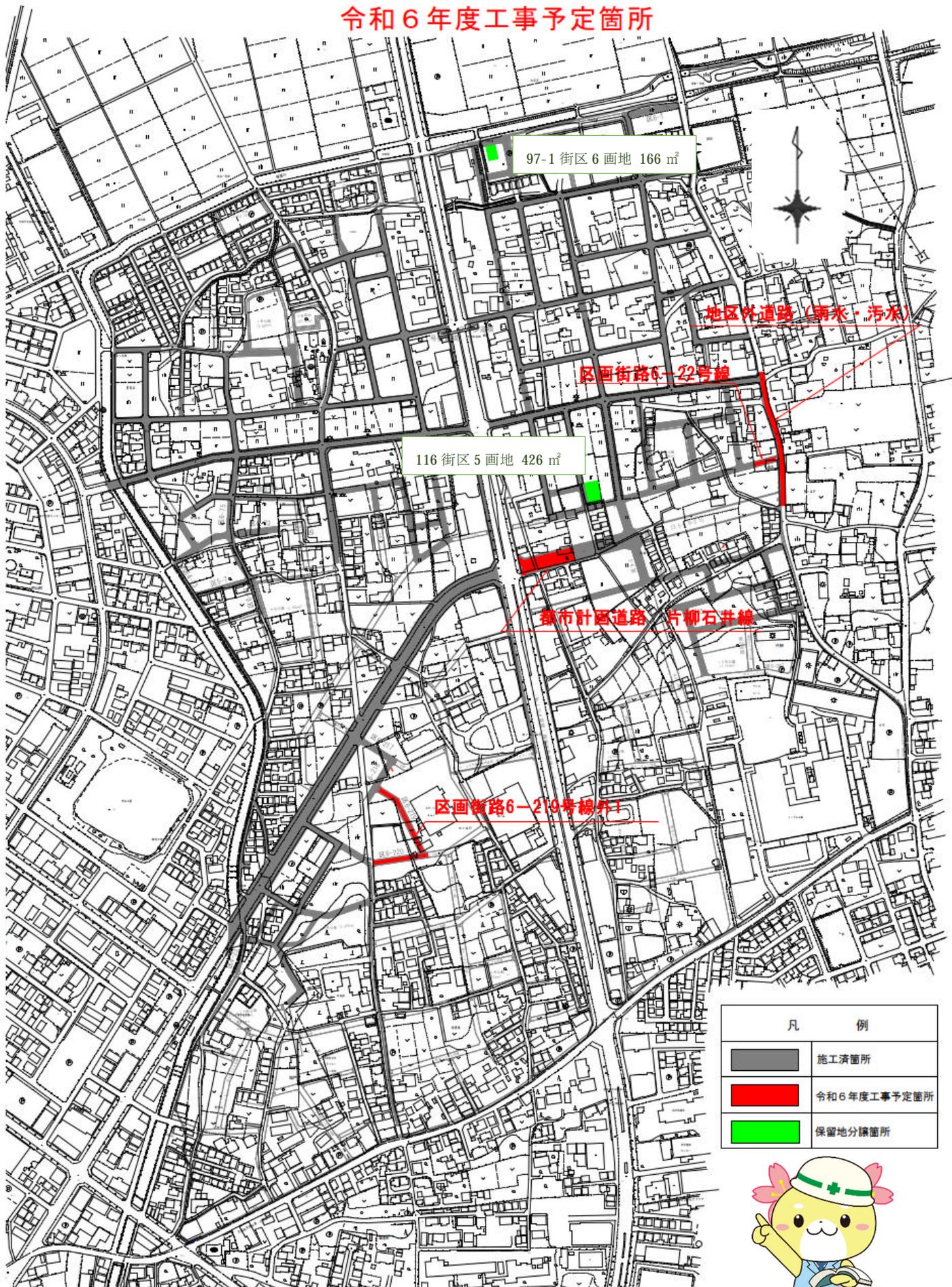
### ○支払方法は？

一括で支払う方法と、清算金の金額により最大5年以内の分割で支払う方法があります。

※詳しくは、坂戸市のホームページをご覧ください。個人情報のためお電話での説明はできかねます。

都市計画事業 片柳土地地区画整理事業

令和6年度工事予定箇所



凡 例	
	施工済箇所
	令和6年度工事予定箇所
	保留地分譲箇所

